

公 示 送 達

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2に基づき、下記の者に係る令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を公示送達します。

当該書類は日向市長が国保年金課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。
なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

令和8年8月24日

日向市長 西村 賢



No.	書類	納税義務者
1	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書	池田 一之

インターネット掲載期間
開始 令和8年8月24日
終了 令和8年8月31日